

文書番号	01-1-22	文書作成者	岩下由加里	文書作成日	2022/7/29	研修 年月日	研修指導者 サイン
担当者	事務・調理・ドライバー 清掃職員	文書責任者	岩下由加里	附則			
タイトル		処遇改善加算手当の支給要件(事務・調理・ドライバー・清掃職員用)					

定義	介護職員処遇改善加算を配分するスタッフは介護職員として登録していて、キャリアアップを希望する職員であり、その職員の中で事務、調理、ドライバー、清掃職員へ処遇改善加算手当を支給するための要件が書かれているマニュアルである。						
目的	キャリアアップを希望する事務、調理、ドライバー、清掃職員に支給される処遇改善加算手当に必要な条件を理解することが目的である。						
	#	基本手順	ポイント	意味・理由・根拠			
<input type="checkbox"/>	1	処遇改善加算手当は、支給を希望するかしないか選べる。入社時又はいつでも選べる。	処遇改善手当を希望しないということは、キャリアアップを希望しないということである。	キャリアアップとは、資格を取得したり、知識を増やしたり、できる技術や職務を増やしたりすることである。			
<input type="checkbox"/>	2	支給を希望する場合の条件①キャリアパスの評価を2年に1回受けなければならない。	管理職は、キャリアアップをしなければいけないので、手当を希望しなければならない。				
<input type="checkbox"/>	3	支給を希望する場合の条件②技術評価を毎年受けなければならない。					
<input type="checkbox"/>	4	支給を希望する場合の条件③介護職員として登録する。		介護職員の中にすべての介護業務を実施する職員と調理関連だけを実施する職員、送迎だけを担当する職員、清掃だけ担当する職員、事務業務だけ担当する職員がいる。処遇改善加算手当は介護職員と登録されたものしか支給できない。			
<input type="checkbox"/>	5	支給を希望する場合の条件④R6年3月までに認知症基礎研修又は、初任者研修を受講する。これは必須である。	R6年3月までは、受講をしていなくても支給されるが、R6年4月からは支給を希望しても受講が完了して、修了書や資格証を提出しないと支給されない。				
<input type="checkbox"/>	6	支給を希望しない場合の条件①キャリアパスの評価を受けなくてよいが、態度評価は2年に1回受ける。2年に1回の面談は受ける。					
<input type="checkbox"/>	7	支給を希望しない場合の条件②技術評価を受けない。					
<input type="checkbox"/>	8	支給を希望しない場合の条件③昇給はなし。ただし県の最低賃金や社内のベースアップがあった場合は、昇給もありうる。	基本給は、入社研修終了後、ベーシック1の金額とする。				
<input type="checkbox"/>	9	入社時ではなく途中で処遇改善手当を希望しない場合は、基本給がリーダー1以上の場合にはベーシック5に降給する。必ず担当マネージャーに報告する。「処遇改善加算手当を受給しない旨の申請書」を事務に提出する。15日までに提出すれば末日の給与より手当が支給されない。提出日より上記の諸条件が適用する。	基本給がベーシック1～5の場合は、現状のままとなり、今後の昇給はない。ただし、県の最低賃金や社内のベースアップがあった場合には昇給もありうる。	「処遇改善加算手当を受給しない旨の申請書」の保存場所は、25各種申請書>スタッフ用各種申請書>処遇改善加算手当を受給しない旨の申請書(excel)			